熱海市下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）事業　実施方針（案）等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
1	実施方針（案）	1	1	第1					「特定事業」とありますが、本事業はPFI法に則った事業となるでしょうか。	本事業は、PFI法に則った事業ではありません。 PFI法の手続きに準じ、「特定事業」の用語を使用しています。
2	実施方針（案）	1	21	第1	1	（3）			本事業ではプロフィットシェアの考え方を踏まえるとされています。AI異常検知、予知保全、エネルギー最適化等により要求水準を維持しながら費用縮減効果が確認された場合、AI技術導入による縮減分もプロフィットシェアの対象として整理可能でしょうか。	要求水準書（案）3.5に記載のとおり、VE提案又は設備の投資等に関する提案に基づきコスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とします。要求水準を低下させることなく、契約後の新たな提案としてAI技術の導入等によりコスト縮減が認められる場合は、要求水準書（案）3.5に基づくVE提案等としてプロフィットシェアの対象となり得ます。具体的な採否及び縮減額は、提案内容を審査の上で決定します。
3	実施方針（案）	2	9	第1	1	（4）	②		熱海市浄水管理センター内にあるし尿等受入投入設備については本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）別紙7・2・⑧に記載のとおりです。
4	実施方針（案）	2	15	第1	1	（5）			熱海市様と単独企業もしくはコンソーシアムが締結する「基本協定及び基本契約」とは、それぞれどのような内容のものでしょうか。	「基本協定及び基本契約」の位置づけは、実施方針（案）「用語の説明」に記載のとおりです。基本協定書（案）及び基本契約書（案）は、実施方針（案）第2・6（1）に記載のとおり、募集要項等と併せて示します。
5	実施方針（案）	2	16	第1	1	（5）			管路施設維持管理・更新契約は、維持管理、設計、計画、工事を一体で契約することとなっており、建設業許可を有しない維持管理会社や設計会社が入ることが問題になる可能性がありますが、本契約の中で、工事契約（更新工事）と業務委託契約（維持管理、設計、計画）を分けていただいた方がよいと思いますが、いかがでしょうか。	現時点では、実施方針（案）第1・1（5）に記載のとおり、管路施設の維持管理・設計・改築等は「管路施設維持管理・更新契約」として締結する想定です。基本契約書等案の詳細は募集要項等公表時に示します。
6	実施方針（案）	2	16	第1	1	（5）			設計業務や改築業務等の国庫補助事業は、年度毎に契約を締結するなど、補助金交付決定後に都度契約するようご検討いただきたいと考えます。	実施方針（案）第1・1（7）①及び同（10）⑤に記載のとおりです。契約締結後は、契約条件に基づき年度ごとに施工対象及び施工数量等を確定して工事を実施する予定です。
7	実施方針（案）	2	16	第1	1	（5）			設計業務や改築業務等については、年度ごとなど、国庫補助が決定してからその都度契約を締結するようにして頂きたい。	No.6を参照ください。
8	実施方針（案）	2	16	第1	1	（5）			国庫補助事業である設計業務や改築業務等については、年度ごとなど、国庫補助が決定してから（業務内容が決定してから）都度契約を締結する方式としていただきたい。	No.6を参照ください。
9	実施方針（案）	2	16	第1	1	（5）			設計業務や改築業務等については、年度ごとに、工事契約と業務委託等を別々に契約を締結する方式としていただきたい。	No.5および6を参照ください。
10	実施方針（案）	3	5	第1	1	（6）			「①統括管理等業務」が再委託禁止とのことですが、義務事業すべてが再委託でないのか、統括管理業務だけ再委託できないのかご教示願います。	要求水準書（案）1.13に記載のとおりです。なお、実施方針（案）第1・1（6）の記載との整合を図るため、再委託禁止業務の範囲は募集要項等公表時までに整理し、統一した内容を示します。
11	実施方針（案）	3	5	第1	1	（6）			統括管理等業務以外は再委託可能とされています。国内の事業者の責任及び管理の下で、海外法人がAI分析、異常検知、予知保全、運用最適化等を担う技術協力会社（再委託先）として参画することは可能でしょうか。	海外法人であることのみをもって一律に再委託を不可とするものではありませんが、要求水準書（案）1.13に定める再委託禁止事項に該当しないこと、本市の事前承諾を得ること、情報セキュリティその他の関係法令・本市基準を満たすことが必要です。
12	実施方針（案）	3	8	第1	1	（6）			AIを設備制御へ直接接続せず、一定期間は分析・推奨のみを行うShadow Modeで精度、誤検知、データ品質及び安全性を検証した後、段階的に適用範囲を拡大する提案は可能でしょうか。	要求水準書（案）1.2④に記載のとおり、性能水準を満たす範囲で受託者が創意工夫を行うことは可能です。要求水準を満たし、安全性及び既存設備の運転に支障を及ぼさない範囲で、分析・推奨のみを行う段階を設け、検証結果を踏まえて適用範囲を段階的に拡大する提案を妨げるものではありません。設備制御へ接続する場合は、事前に本市の承諾を得るものとします。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
13	実施方針（案）	3	20	第1	1	(6)	①		別途実費精算とありますが、交通費、人件費、材料費だけでなく直接経費や間接経費及び一般管理費など経費も含まれているという理解でよいか、ご教示願います。	実施方針（案）第1・1(6)①に記載のとおり、災害対応等により生じた費用の取扱いは募集要項等公表時に示す定めに従います。実費精算の対象費目及び算定方法の詳細は募集要項等公表時に示します。
14	実施方針（案）	3	24	第1	1	(6)	①	ア	「業務データの集約、情報の整理」は事業者が担う前提で、再委託先のAI技術会社が、事業者の管理環境から必要最小限のデータをRead-Onlyで参照し、分析結果・推奨値のみを事業者へ返す構成は可能でしょうか。	ご提示の構成は提案可能ですが、要求水準書（案）1.13に定める再委託禁止事項に該当しないこと、本市の事前承諾を得ること及び情報セキュリティ要件を満たすことが必要です。
15	実施方針（案）	3	24	第1	1	(6)	①	ア	AI分析に必要なデータについて、日本国内クラウド、オンプレミス又はエッジ環境の利用条件、外部接続、保存場所、アクセス権限、ログ管理等に関する市の情報セキュリティ要件があればご教示ください。	クラウドサービス等の利用に当たっては、本市の情報セキュリティに関する要件を満たす必要があります。応募に当たり必要となる共通の利用条件等については、募集要項等公表時に示します。なお、具体的な利用の可否については、提案内容や取り扱う情報等を踏まえて判断します。
16	実施方針（案）	3	26	第1	1	(6)	①	ア	セルフモニタリングに、AI導入効果を確認するKPI（異常検知リードタイム、緊急対応件数、点検・確認時間、電力原単位、設備リスク低減等）を事業者提案により追加することは可能でしょうか。	可能です。採用するKPI、目標値及び評価方法は、本市と協議の上、モニタリング実施計画書等に定めます。
17	実施方針（案）	3	27	第1	1	(6)	①	ア	要求水準書(案)3.1.9にある通り、設計・計画業務の配置技術者は、統括責任者とは別に配置されます。計画関連業務は統括管理業務ではなく個別業務として分類いただくことが適切と考えます。（「下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料」ご参照）	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
18	実施方針（案）	3	42	第1	1	(6)	①	ア	初島漁業集落排水事業に係る維持管理業務ですが、要求水準書（案）の別紙1と異なりますが、どちらが正しいのか、ご教示願います。	管路施設の初島漁業集落排水事業に係る維持管理業務については、実施方針の記載及び要求水準書（案）5.4の記載が正となります。 要求水準書（案）別紙1の記載を照合し、初島漁業集落排水事業に係る業務範囲が一致するよう、募集要項等の作成過程で修正します。
19	実施方針（案）	4	21	第1	1	(6)	①	ウ	処理場等施設に関する運転管理、保守管理、ユーティリティ、異常時対応等について、既存設備・監視システムを置換せず、AIによる予測・異常検知・運用支援を技術的な補助手段として導入することは可能でしょうか。	要求水準書（案）1.2④に記載のとおり、性能水準を満たす範囲で受託者が創意工夫を行うことができます。既存設備・監視システムの機能及び要求水準を維持し、安全性を確保することを前提として、AIによる予測、異常検知、運用支援等を補助手段として提案することを妨げるものではありません。事前に本市の承諾を得るものとします。
20	実施方針（案）	4	39	第1	1	(6)	②		設備異常の早期検知、予知保全、ポンプ等のエネルギー運用最適化、センサードリフト検知等を、義務事業と一体的に実施する附帯事業として提案することは可能でしょうか。	附帯事業の取扱いは、実施方針（案）第1・1(6)②に記載のとおりです。具体的な提案が附帯事業に該当するかは、同第2・5(4)に基づき提案内容を確認して判断します。
21	実施方針（案）	4	40	第1	1	(6)	②		付帯事業とは、「義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業」と定義されていますが、DX技術の導入による維持管理情報の官民全体の一元化・共有化による維持管理の効率化や、改築等への効果的な活用を実現する事業も該当すると認識してよいか、ご教示ください。	附帯事業の取扱いは、実施方針（案）第1・1(6)②に記載のとおりです。具体的な提案が附帯事業に該当するかは、同第2・5(4)に基づき、提案内容を踏まえて判断します。
22	実施方針（案）	4	42	第1	1	(6)	②		事業期間前に付帯事業を提案できる時期及び方法について、ご教示願います。	実施方針（案）第2・5(4)に記載のとおり、参加資格審査終了後、附帯事業及び任意事業を提案する場合は提案概要書を市に提出するものとし、必要に応じて提案書類提出までに競争的対話を行います。提出様式等の詳細は募集要項等に示します。
23	実施方針（案）	5	2	第1	1	(6)	③		「市の用地及び施設において事業に係るすべての費用を事業者自ら負担」とありますが、市の用地及び施設の利用費はどのように考えているのか、ご教示願います。	貸付条件及び使用料等の詳細は、事業内容を踏まえて本市と事業者との協議により定めます。
24	実施方針（案）	5	3	第1	1	(6)	③		事業期間前に任意事業を提案できる時期及び方法について、ご教示願います。	No.22を参照ください。
25	実施方針（案）	5	11	第1	1	(6)	③		本事業の任意事業として実施するものであるため、本事業又は貴市用地及び施設を活用する場合には、無償にて貸与いただくことをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
26	実施方針（案）	5	15	第1	1	（7）	①		本業務の事業期間における、計画関連業務、各設計業務の実施時期を年次別（スケジュール）に示して頂けないでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
27	実施方針（案）	6	6	第1	1	（8）			現時点で貴市で想定されている概算事業費、内訳があればご教示願います。	募集要項等公表時に示します。
28	実施方針（案）	6	9	第1	1	（8）	①		付帯事業の費用負担について、記載をお願いいたします。	実施方針（案）第1・1（8）①に記載のとおり、義務事業及び附帯事業に係る費用は市が負担します。負担予定額等の詳細は、同項の記載に従い基本契約書等に定めます。
29	実施方針（案）	6	10	第1	1	（8）	①	ア	統括管理業務に含まれている計画関連業務の費用もすべて市の負担という理解でよいか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
30	実施方針（案）	6	10	第1	1	（8）	①	ア	統括管理業務は本事業から新たに発生する業務であり、事業費を適正に見込むことが難しいと考えます。適正な事業費が見込まれていないと本事業に参画できないため、民間事業から業務内容の認識合わせと見積提出をさせていただきたい。	必要に応じて民間事業者からの見積等も参考に検討します。見積等の提出を求める場合は、別途示します。
31	実施方針（案）	6	19	第1	1	（8）	①	ウ	処理場等施設に関する業務は本事業から新たに民間移転される業務が含まれており、民間事業者側に移るリスクもあるため、事業費を適正に見込んでいただくために見積提出をさせていただきたい。	必要に応じて民間事業者からの見積等も参考に検討します。見積等の提出を求める場合は、別途示します。
32	実施方針（案）	6	21	第1	1	（8）	②		JVで行う場合、義務事業及び付帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにする必要がある理由をご教示願います。	任意事業は、義務事業・附帯事業とは異なり、事業者の責任と費用負担による独立採算の事業です。このため、公費により実施する義務事業・附帯事業との費用負担及び収支を明確にし、相互の費用付替え等を防止する観点から、経理を区分して明らかにすることを求めています。
33	実施方針（案）	6	21	第1	1	（8）	②		「義務事業及び付帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない」とありますが、事業者が乙型JVの場合には必要ないと理解してよろしいでしょうか。	乙型JVである場合も、義務事業・附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしてください。
34	実施方針（案）	6	26	第1	1	（9）			サービス対価の想定金額をご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
35	実施方針（案）	6	27	第1	1	（9）	①		サービス対価の構成において、計画関連業務は統括管理業務には含まず、独立した項目としていただけないでしょうか。	No.17を参照ください。
36	実施方針（案）	7	17	第1	1	（9）	②	イ	事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定方法について、各項目について、物価変動に連動する適切な物価指標およびサービス対価の算出式をご提示ください。指標と実態に乖離が出てきた場合や、適切な物価指標を決定できない項目については協議できるものとしていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
37	実施方針（案）	7	21	第1	1	（9）	②	イ	物価の変動によるサービス対価の改定方法を定量的に導き出す仕組みを示していただきたい。また、基準となる単価についても、業務ごとに示していただきたい。	募集要項等公表時に示します。
38	実施方針（案）	7	21	第1	1	（9）	②	イ	サービス対価の改定方法を具体的に示すことは可能でしょうか。	募集要項等公表時に示します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
39	実施方針（案）	7	21	第1	1	（9）	②	イ	物価変動に伴うサービス対価の改定について、適用する指標や算定方法などを明確にお示しいただきたいです。あわせて、基準となる単価は業務毎にご提示をお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
40	実施方針（案）	7	21	第1	1	（9）	②	イ	物価の変動によるサービス対価の改定方法を定量的に導き出す仕組みを示していただきたい。また、基準となる単価についても、業務ごとにご教示願います。	募集要項等公表時に示します。
41	実施方針（案）	7	26	第1	1	（9）	②	ウ	市から事業者に抗議の申し入れができるだけでなく、事業者から市に対して協議の申し入れができるようにしてください。	実施方針（案）第1・1（9）②アに記載のとおり、事業者はサービス対価の改定について本市に提案することができます。サービス対価の改定方法は、募集要項等公表時に示します。
42	実施方針（案）	7	35	第1	1	（10）	①		公益上の理由で市が工事を行うことがあるとのことですが、具体的にどのような場合かご教示願います。また、市が工事を行う場合、本業務の事業者に工事発注されるという理解でよろしいか、ご教示願います。	現時点で具体的に想定はしておりませんが、導入後、その時点で、事業者と協議の上、実施します。
43	実施方針（案）	7	35	第1	1	（10）	①		公益上の理由で市が工事を行うことがあるとのことですが、具体的にどのような場合かご教示願います。また、市が工事を行う場合、本業務の事業者に工事発注されるという理解でよろしいか、ご教示願います。	No.42を参照ください。
44	実施方針（案）	7	35	第1	1	（10）	①		公益上の理由で市が工事を行うことがあるとのことですが、本事業の中で受託者が計画した工事を市が行うこともあり得るのでしょうか。	No.42を参照ください。
45	実施方針（案）	8	1	第1	1	（10）	④		市が実施する工事については、募集要項等公表時に公表願います。	No.42を参照ください。
46	実施方針（案）	8	7	第1	1	（10）	⑤		「工事における総価の範囲内で管路施設維持管理・更新契約を締結する。」とありますが、維持管理費は工事とは別途計上いただけると考えてよいでしょうか。	実施方針（案）第1・1（8）①イ及び同（10）⑤に記載のとおり、管路施設の維持管理に関する費用はサービス対価として市が負担し、「工事における総価」は改築に関する工事について示すものです。支払方法等の詳細は募集要項等公表時に示します。
47	実施方針（案）	8	9	第1	1	（10）	⑤		第2回民間意向調査の質問4-1,4-2において、総価契約単価合意方式の導入に対する反対意見が多かった。民間意向を反映し、方式の見直しをしていただきたい。	管路施設の改築は、契約締結時に工事費の積算方法及び単価等を合意し、年度ごとの施工対象・数量等に応じて契約金額を整理できる総価契約単価合意方式による実施を予定しています。
48	実施方針（案）	8	9	第1	1	（10）	⑤		第2回民間意向調査の質問4-1,4-2において、総価契約単価合意方式の導入に対する反対意見が多かったです。民間意向を反映し、方式の見直しをしていただきたい。	No.47を参照ください。
49	実施方針（案）	10	24	第2	3	（1）	⑤		実施方針（案）等に関する質問に対する回答の公表予定日が、令和8年9月30日(水)と記載がありますが、回答に対する疑義がある場合、再度、質問をすることは可能か、ご教示願います。	公表した回答を踏まえた質問回答は想定していません。募集要項等公表時に設ける募集要項等に関する質問期間に募集要項等の内容を踏まえ、質問を提出してください。
50	実施方針（案）	11	10	第2	4	（1）	②		代表企業として、管路施設設計企業、ストックマネジメント計画策定企業を認めていない理由をご教示願います。	本事業全体の履行管理及び現場対応を統括する役割を踏まえ、主要な維持管理又は改築業務を担う企業の中から代表企業を選定することとしています。
51	実施方針（案）	11	15	第2	4	（1）	③		「JVの設立を求める」とありますが、甲型または乙型の指定はございますか。	乙型を原則とすることを想定しています。構成員が一体となって業務を履行する場合や、各構成員が業務を分担して履行する場合など、応募グループの業務分担及び実施体制を踏まえ、適切な体制を提案してください。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
52	実施方針（案）	11	19	第2	4	（1）	③		「統括管理者」と記載がありますが、これは要求水準書(案)に記載されている「統括責任者」と同じ意味でしょうか。	ご理解のとおりです。「統括管理者」は、要求水準書（案）における「統括責任者」と同一の者を指しています。
53	実施方針（案）	11	19	第2	4	(1)	③		「統括管理者」とは、要求水準書(案)における「統括責任者」と同義でしょうか。	No.52を参照ください。
54	実施方針（案）	11	19	第2	4	(1)	③		「各業務の責任者」とありますが、「(3)業務実施企業に求める要件」に記載のある各配置技術者との関係性を教えてください。	「各業務の責任者」は、各個別業務を技術的・実務的に管理する配置技術者等を総称して記載したものです。具体的には、主任技術者、監理技術者、業務代理人、管理技術者等が該当し、各者の役割は実施方針（案）及び要求水準書（案）3.1に定めるとおりです。
55	実施方針（案）	12	33	第2	4	（1）	⑯		代表企業に技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を求める理由をご教示願います。また、本資格は企業に求めるという理解でよいか、ご教示願います。	当該資格を有する者を配置できる企業としていますが、ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
56	実施方針（案）	12	33	第2	4	(2)	⑯		代表企業は、本事業において技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものを配置することは求められていないという理解でよろしいでしょうか。	応募グループの代表企業は、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものを配置できる者であること。となっており、配置を求めております。
57	実施方針（案）	12	33	第2	4	(2)	⑯		代表企業は「技術士（総合技術監理部門（下水道））」または「技術士（下水道部門）」の資格を有する者を配置できる者であることで十分としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
58	実施方針（案）	13	4	第2	4	(3)	①	ウ	管路施設における維持管理企業に求める主任技術者の資格要件について、下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士または管路管理専門技士とする事を希望します。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
59	実施方針（案）	13	16	第2	4	(3)	②	（エ）	詳細点検（調査）業務に必要な資格ですが、下水道管路管理専門技士、下水道管路管理主任技士の上位資格である下水道管路管路総合技士の資格も含めるべきかと思います。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
60	実施方針（案）	13	20	第2	4	(3)	②	（オ）	技術士（上下水道部門（下水道））または総合技術監理部門（下水道）を2名配置しなければならない理由をご教示願います。	管理技術者及び照査技術者で2名です。
61	実施方針（案）	13	24	第2	4	(3)	②	（カ）	改築設計業務、詳細点検（調査）業務、耐震診断業務、耐震化実施設計業務の内、複数を担当することは可能との理解でよいか、ご教示願います。また、管理技術者は、設計業務等、圧送管二条化設計業務及び計画関連業務など管路施設に関する計画・設計業務で最低1名技術士の資格を有し、必要な実績を有する者を配置すればよいという理解でよいか、ご教示願います。	各業務に求める資格・実績等の要件を満たし、業務遂行及び照査に支障がない範囲で、同一の技術者が複数の業務を担当することは可能です。ただし、耐震診断業務等、管理技術者と照査技術者をそれぞれ配置する要件がある業務は、管路施設に関する計画・設計業務全体で技術士1名を配置すれば足りるという趣旨ではありません。
62	実施方針（案）	14	22	第2	4	(3)	④	オ	業務代理人の実績要件として「契約時において、過去10年以上～経験を有する者」と長期の実績が求められていますが、契約履行期間中に業務代理人を変更する場合、その者は同等の実績要件を有している必要はあるでしょうか。	必要です。
63	実施方針（案）	14	22	第2	4	(3)	④	オ	本要件は、施設規模に加え10年以上という長期間の経験を求めるものであり、実質的に配置可能な人材を著しく限定する結果となることが懸念されます。特に近年は包括委託やウォーターPPP事業の拡大に伴い、同種技術者の需要が急速に高まっており、入札参加を希望する事業者であっても配置予定技術者の確保が困難となる可能性があります。民間事業者の幅広い参画促進の観点から、経験年数や経験施設規模の要件緩和又は代替措置をご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
64	実施方針（案）	14	28	第2	4	(3)	④	カ	副業務代理人/業務主任の実績要件として「契約時において、副業務代理人は過去8年以上、業務主任は過去5年以上～経験を有する者」と長期の実績が求められていますが、契約履行期間中に副業務代理人/業務主任を変更する場合、その者は同等の実績要件を有している必要はあるでしょうか。	必要です。
65	実施方針（案）	14	28	第2	4	(3)	④	カ	本要件は、施設規模に加え副業務代理人は8年以上、業務主任は5年以上という長期間の経験を求めるものであり、実質的に配置可能な人材を著しく限定する結果となることが懸念されます。特に近年は包括委託やウォーターPPP事業の拡大に伴い、同種技術者の需要が急速に高まっており、入札参加を希望する事業者であっても配置予定技術者の確保が困難となる可能性があります。民間事業者の幅広い参画促進の観点から、経験年数や経験施設規模の要件緩和又は代替措置をご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
66	実施方針（案）	17	9	第2	6	(1)			「基本契約」とは別に「基本協定」を締結する目的を教えてください。	基本協定は、優先交渉権者決定後、基本契約等の締結までの間における契約締結に向けた手続、各当事者の役割及び基本契約等を締結できない場合の取扱い等を定めるために締結するものです。
67	実施方針（案）	17	9	第2	6	(1)			基本協定書(案)の内容について質問・意見を提出するタイミングはありますでしょうか。	基本協定書（案）は募集要項等と併せて公表する予定であり、募集要項等に関する質問受付期間に質問・意見を受け付けます。
68	実施方針（案）	17	15	第2	6	(1)			「基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、（案）にも関わらず修正に応じない理由をご教示願います。	優先交渉権者の決定後に公募条件を実質的に変更することは、公平性・競争性を損なうおそれがあるため、基本協定書（案）は原則として修正しないこととしています。基本協定書（案）は募集要項等と併せて公表し、質問・意見を受け付ける予定です。
69	実施方針（案）	17	22	第2	6	(3)			競争的対話は、複数の企業と行った結果での調整かと理解しています。優先交渉権者以外の企業と調整した結果が、優先交渉権者が受け入れられないことが発生する可能性もあるかと思います。そのようなことを想定し、優先交渉権者と市で基本契約書等（案）の調整を行い、必要に応じて修正していただくことを要望します。	ご意見として承ります。基本契約書等（案）は、競争的対話を踏まえて優先交渉権者の決定前に可能な限り確定します。優先交渉権者決定後の変更は、実施方針（案）第2・6(3)に記載のとおり、決定前に確定できなかった事項及び軽微な事項を除き行わない方針です。
70	実施方針（案）	19	6	第3	1	(5)			国庫補助金が要望額未満で、点検（調査）や改築工事等が予定通り行えない場合のリスク（費用面、要求水準書面）はどのように考えているのか、ご教示願います。	実施方針（案）別紙2のリスク分担表に記載のとおり、本市が調達すべき資金に係るリスクは本市が負担します。国費・補助金等の不採択又は減額等により、予定していた点検・調査又は改築工事を実施できない場合は、可能な限り市単独費で補填する予定ですが、確約するものではありません。
71	実施方針（案）	19	13	第3	2	(1)			「要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う」とありますが、事業者が乙型JVの場合には事業者の財務状況に関するモニタリングは行わないと理解してよろしいでしょうか。	乙型JVであることをもって財務状況に関するモニタリングを行わないものではありません。事業継続能力を確認するため、財務状況をモニタリングする予定です。
72	実施方針（案）	19	14	第3	2	(1)			JVで対応することが前提の中、事業者の財務状況を把握する理由をご教示願います。	本事業が10年間の長期契約であることから、事業継続能力を確認し、安定的な履行を確保するため、財務状況をモニタリングするものです。
73	実施方針（案）	24	1	第6	1	(3)	②		不可抗力にうよって生じた損害は各自で負担とありますが、不可抗力の内容によっては市に負担いただく必要があるものもあるかと思いますので、再検討を要望いたします。	不可抗力を理由として契約を終了する場合に各当事者に生じる損害について相互に損害賠償を行わないことと、不可抗力により生じた施設被害の復旧費用等のリスク分担は区別して取り扱うことを想定しています。 詳細は、基本契約書等（案）として募集要項等公表時に示します。
74	実施方針（案）	24	1	第6	1	(3)	②		「相互に損害賠償は行わない。」とありますが、内容に応じて協議可能としていただきたい。	No.73を参照ください。
75	実施方針（案）	27							「別紙2リスク分担表　1.法令等変更」について、7月に下水道法が改正され、12月末又は1月に下水道施行令が改正される予定で、管路施設の点検箇所・頻度及び方法等が大幅に見直し・義務化される予定の中、事業開始当初にストマネ計画の内容及び策定費用の見直し及び管路点検箇所・量及び費用の見直しを行う必要があると考えますが、契約変更での対応を予定しているという理解でよいか、ご教示願います。	契約締結後に契約変更等の協議において、法令等の改正に係る必要な業務内容及び数量等への反映を行う予定です。 詳細は募集要項等公表時に示します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
76	実施方針（案）			別紙2					「1.法令等変更」の1つ目に「下水道法の改正など」とありますが、今般の下水道法改正に伴う業務内容の変更についても、現時点で具体的な対応方針が明確になっていないため、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	No.75を参照ください。
77	実施方針（案）	27							「別紙2リスク分担表　9.資金調達」について、市側で調達すべき資金が不足し、点検（調査）や改築工事等が予定通り行えない場合のリスク（費用面、要求水準書面）はどのように考えているのか、ご教示願います。	No.70を参照ください。
78	実施方針（案）			別紙3					「5.第三者損害」の3つ目に「上記以外で、事業者の行為に起因するもの」は事業者負担と整理されておりますが、第三者損害のうち間接損害については、損害範囲や規模の予見が困難であり、また事業者による保険付保も困難であることから、事業者の補償対象外であり、貴市にて付保される下水道賠償責任保険等により対応されるものと理解しております。当該理解に相違ないか、ご確認をお願いいたします。	詳細は募集要項等公表時に示します。
79	実施方針（案）			別紙4					「17.施設の瑕疵」について、不可抗力によるもの以外はすべて事業者のリスクと整理されていますが、事業開始時点で存在していた不具合や、適切な維持管理を行ったうえで事業者の責によらず必要な修繕や改築を実施できないことに起因する損傷などについては、貴市の負担としていただきたい。	実施方針（案）第3・1（2）に記載のとおりです。 詳細は募集要項等公表時に示します。
80	実施方針（案）			別紙5					「18.施設損傷」について、不可抗力によるもの以外はすべて事業者のリスクと整理されていますが、事業開始時点で存在していた不具合や、適切な維持管理を行ったうえで事業者の責によらず必要な修繕や改築を実施できないことに起因する損傷などについては、貴市の負担としていただきたい。	実施方針（案）第3・1（2）に記載のとおりです。 詳細は募集要項等公表時に示します。
81	実施方針（案）			別紙6					「20.契約内容未達」について、事業開始時の引渡し時点の施設状況に起因するものや予算不足により修繕や改築が実施できないことに起因するものは、貴市の負担としていただきたい。	実施方針（案）第3・1（2）に記載のとおりです。 詳細は募集要項等公表時に示します。
82	実施方針（案）	ii	30						（用語の説明）「改築」と「更新」の明確な違いについてご教示ください。	「改築」は対象施設の全部又は一部の再建設・取替えを行うことをいう上位概念であり、「更新」は老朽化した施設・設備を新たなものに取り替え、機能を回復又は維持する行為として整理しています。
83	要求水準書(案)	2	15	第1章	1.5				改築の定義ですが、改築の中に更新と長寿命化対策があり、布設替えが更新で、更生が長寿命化対策ですので修正する必要があります。	ご指摘を踏まえ、「改築」「更新」「長寿命化対策」の定義について、国土交通省の最新のガイドライン等との整合を確認し、募集要項等の作成過程で記載を整理します。
84	要求水準書(案)	2	17	第1章	1.5				更新の定義ですが、上述のとおり、改築に含まれるので、修正あるいは削除が必要です。	No.83を参照ください。
85	要求水準書(案)	4	10	第1章	12	②			実施方針(案)第2.4に資格要件が記載されていますが、その他に募集要項でも追加の資格要件が求められるということでしょうか。	募集要項等公表時に資格要件を追加することは想定していません。ただし、実施方針等に関する質問回答を踏まえ、必要に応じて変更する可能性はあります。
86	要求水準書(案)	4	13	第1章	13	①			実施方針(案)第1.1(6)には、再委託することができない業務は①ア統括管理等業務のみと記載があるため、本項の（ア）（イ）（ウ）は統括管理業務を指すと理解してよろしいでしょうか。	No.10を参照ください。
87	要求水準書(案)	4	13	第1章	13	①			再委託する場合の申請は、事業期間中に都度行うものでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	4	23	第1	13		③		「できる限り地元企業の活用に努めること。」と記載がありますが、地元企業の定義をご教示ください。	熱海市に本社を置く企業とします。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
89	要求水準書(案)	6	28	第1章	22				「中間協議」により、契約当初の要求水準を下回る変更も可能と考えてよいでしょうか。	中間協議により契約時点の要求水準を下回る変更も想定されますが、法令上必要な水準や公共サービスとして確保すべき水準を下回る変更を認めるものではありません。要求水準の変更は、履行状況、施設の劣化状況、維持管理データ及び社会情勢等を踏まえ、本市と事業者が合意した場合に限り行います。
90	要求水準書(案)	8	38	第2章	2	4	⑤		交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者を配置するもの」とありますが、マンホールポンプに関する業務においても配置が必要でしょうか。	マンホールポンプに関する業務であっても、道路上で交通誘導を伴う作業を行う場合は、要求水準書（案）2.4に定める要件を満たす交通誘導員を配置する必要があります。道路交通に影響しない施設内作業等について一律に配置を求めるものではありません。
91	要求水準書(案)	11	17	第3章	1	2			「管路施設の維持管理業務における配置技術者」および「管路施設に係る業務の現場代理人 」に関する要件は、下水道事業と初島漁業集落排水事業それぞれに同じ要件ですか。	現行案では、熱海市下水道事業と初島漁業集落排水事業の管路施設について、要求水準書（案）3.1.2及び3.1.4の配置要件を共通に適用する想定です。個別業務の実施に必要な資格、安全管理体制等は、各施設の作業条件に応じて確保してください。
92	要求水準書(案)	11	17	第3章	1	2			下水道事業と初島漁業集落排水事業の「管路施設の維持管理業務における配置技術者」、「管路施設に係る業務の現場代理人 」に関する要件に区別はないでしょうか。	No.91を参照ください。
93	要求水準書(案)	11	26	第3	1	3	①		「主任技術者」または「監理技術者」の専任配置期間については、改築更新業務を実施する期間のみとすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書(案)	11	28	第3章	1	3	①		「当該契約工事の業務遂行に常時従事し」とありますが、貴市とJVもしくは単独企業が締結する管路施設維持管理・更新契約の契約期間を通して「主任技術者」または「監理技術者」を専任で配置することが必要でしょうか？	主任技術者又は監理技術者の専任は、改築工事の施工期間等、建設業法上専任が必要となる期間及び条件に適用する趣旨であり、10年間の契約期間を通じて常時専任を求めるものではありません。誤解を避けるため、募集要項等の作成過程で記載を整理します。
95	要求水準書(案)	11	30	第3章	1	3	②		「建設業法施行令第8条」は建設工事紛争審査会に関する条項ですが、正しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。建設業法施行令第8条の引用は適切でないため、建設業法令上の主任技術者・監理技術者の資格要件に係る正しい規定を確認し、募集要項等の作成過程で修正します。
96	要求水準書(案)	11	32	第3章	1	4			管路施設の維持管理業務においては、主任技術者と現場代理人の2名をそれぞれ専任で配置する必要があるのでしょうか。	2名をそれぞれ別に配置することは必須ではありません。管路施設の維持管理業務における主任技術者と現場代理人については、それぞれに求める要件を満たし、業務の遂行に支障がない場合は、同一の者が兼務することができます。
97	要求水準書(案)	12	6	第3章	3.1	3.1.4			現場代理人が現場に常駐しなければならない業務・条件をご教示願います。	現場代理人は、管路施設の維持管理業務及び改築更新業務について、原則として現場に常駐することを求めています。ただし、他の維持管理または改築更新の業務の兼務については、要求水準書（案）3.1.4⑤に定める条件によります。
98	要求水準書(案)	12	6	第3	1	4	④		「本市が定める判断基準に該当し…」とありますが、判断基準を教えてください。	募集要項等公表時に示します。
99	要求水準書(案)	12	19	第3章	1	5			「浄水管理センター、ポンプ場等における業務代理人」について、熱海市浄水管理センター等と熱海市初島浄水管理センターにそれぞれ業務代理人を配置するようにしていただけますでしょうか。	熱海市浄水管理センター等と熱海市初島浄水管理センターに、それぞれ別の業務代理人を配置することは必須ではありませんが、事業者の提案により、別々の業務代理人を配置することは可能です。なお、この場合、各業務代理人は、要求水準書（案）及び実施方針（案）に定める要件を満たす必要があります。
100	要求水準書(案)	12	19	第3章	1	5			「浄水管理センター、ポンプ場等における業務代理人」について、熱海市浄水管理センター等に係る維持管理業務のみを所掌とし、熱海市初島浄水管理センターに係る維持管理業務については別途責任者を配置するよう、要件を見直していただきたい。	No.99を参照ください。
101	要求水準書(案)	14	8	第3章	2	1	(2)	①	全体業務計画書提出にあたり、「契約締結後の日から14日以内に履行期間中の全業務内容(別紙1業務一覧に示す)を網羅した業務計画書を作成し、本市に提出し、承諾を得ること」とありますが、例えば「業務開始の10日前」など、時間的猶予をいただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
102	要求水準書(案)	14	23	第3章	2	1	(2)	②	「受託者は、各業務に関する年度協定を締結」とありますが、「年度協定」とはどのような内容のものでしょうか。	年度協定は、各年度に実施する業務内容、実施数量、予算・サービス対価、工程その他当該年度の業務実施に必要な事項を定めるものを想定しています。 詳細は募集要項等公表時に示します。
103	要求水準書(案)	14	36	第3章	2	1	(3)	①	年間業務報告書提出にあたり、「当該年度内に、全業務内容を網羅した年間業務報告書を作成し、本市に提出すること」とありますが、年度末のデータが未集計となるため、「当該年度終了後、速やかに提出するもの」としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、年度末までの実績を反映できる提出時期とする必要があるため、年間業務報告書の提出期限について、募集要項等の作成過程で修正します。
104	要求水準書(案)	15	3	第3章	2	1	(3)	②	月間業務報告書提出にあたり、「各年度の3月分については、それぞれ3月中に月間業務報告書を作成し、本市に提出すること」とありますが、年度末のデータが未集計となるため、他の月と同様に「翌月の10日までに月間業務報告書を作成し、本市に提出すること」としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、3月分の実績を反映できる提出時期とする必要があるため、3月分の月間業務報告書の提出期限について、募集要項等の作成過程で修正します。
105	要求水準書(案)	15	8	第3	2	2	①		「部分払いがある業務」と記述があるが、部分払いが該当する業務をご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
106	要求水準書(案)	15	8	第3	2	2	①		部分払いがある業務を教えてください。	No.105を参照ください。
107	要求水準書(案)	16		第3章	3.3				官民連携は、管と民が協業し、WIN-WINで事業を実施し、持続性確保を図る必要があると考えます。従って、過度なモニタリングとならないよう配慮したモニタリング実施計画書の策定・実施をお願いいたします。	ご意見として承ります。モニタリングは、要求水準の確保に必要な確認を行いつつ、官民双方に過度な負担とならないよう、効率的かつ効果的な方法とすることを検討します。 詳細は募集要項等公表時にモニタリング基本計画（案）を示します。
108	要求水準書(案)	16	12	第3章	3	2			官民連携事業の主旨に則り、官民双方にとって過度な負荷とならないモニタリング手法をご検討いただきたい。	No.107を参照ください。
109	要求水準書(案)	17	1	第3章	3.5				プロフィットシェアの割合を具体的に示していただきたい。 民間事業者のモチベーション、創意工夫を促進するために、最低でも官：民＝50：50を要望します。民間事業者の割合が大きいほど、プロフィットシェアを提案するモチベーションが高くなると考えますので、基本的な割合は決めたとしても効果が大きい提案については民間の割合を高くできるような契約内容としていただくことも有効と考えます。	要求水準書（案）3.5.3（1）②に記載のとおり、VE提案、設備の投資等に関する提案により業務委託料が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しない（受託者への報奨とする）ものとします。
110	要求水準書(案)	19	11	第3章	6	(2)	①②		省エネ設備の導入などの計画的な省エネである場合は、事前に承諾を得ることに問題はないと考えますが、性能発注というスキームからも日ごろの節電意識により5%以上増減した場合は委託金額の減額対象外としていただけないでしょうか。	日常の運転管理における節電意識や運用上の工夫による使用電力の削減のみをもって、委託金額を減額することは想定していません。一方、業務計画や仕様等の変更を伴う省エネルギー施策等によりコスト縮減が生じる場合は、委託金額の変更の対象となることがあります。具体的な取扱いについては、削減の内容、要求水準への影響、費用負担等を確認の上、本市と受託者との協議により決定します。
111	要求水準書(案)	19	16	第3章	6	(3)	②		「大幅な電力使用が見込まれるときは、その使用量の計量を行い本市または電力の使用者に請求をすることができるものとする。」とありますが、①にある通り「大幅な電力使用」に限らないものとし、また、その使用量の計量は貴市または電力の使用者にて行うものとしていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
112	要求水準書(案)	21	19	第4章	4.3		①		更新計画案とは、ストックマネジメント実施計画のことと理解していますが、問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書(案)	21	23	第4章	4.3		③		計画策定業務や設計業務は、毎年発生するものではないので、本業務の契約後10年間ではなく、業務を実施する期間のみテクリス登録するようご検討願います。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
114	要求水準書(案)	22	17	第4章	4.5	4.5.2			月間業務報告書、年間業務報告書を提出することとなっていますので、セルフモニタリング報告書は、業務報告書の中に含めて報告することは可能でしょうか。類似の報告書が多くなると官、民双方にとって生産性が低下すると考えますが、いかがでしょうか。また、システム等で必要な情報を官、民双方で確認できる場合は、ペーパレス化を図ることも検討願います。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
115	要求水準書(案)	23	5	第4章	4.6	4.6.2			ストックマネジメント実施計画の見直し業務は、受託者の裁量だけでは作成ができず、市と調整しながら実施していく業務で、性能規定ではなく仕様規定の業務に該当するものと考えます。従って、ストックマネジメント実施計画の見直し業務の業務範囲について、ストックマネジメントの実施フローで対象範囲を明示していただくとともに、標準仕様書を踏まえて、具体的な検討内容を明示願います。また、ストックマネジメント実施計画の対象施設、設備及び工種（例：熱海市浄水管理センター、沈砂池設備、土木、建築（建築設備含む）、機械、電気）、全施設、設備、工種が対象であれば、その旨を記載してください。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
116	要求水準書(案)	23	5	第4章	4.6	4.6.2			管路施設については、下水道法の改正に伴い、ストックマネジメント全体計画（点検・調査計画含む）の見直しが必要で、処理場・ポンプ場施設については、AMDBを活用しないストックマネジメントとするためにストックマネジメント全体計画（点検・調査計画含む）の見直しが必要です。管路施設及び処理場・ポンプ場施設のストックマネジメント全体計画（点検・調査計画含む）の見直し業務内容の追加をお願いします。追加していただく際は、標準仕様書を踏まえて、具体的な検討内容を明示願います。	管路施設に関しては、No.75をご参照ください。 処理場・ポンプ場施設については、日本下水道事業団がストックマネジメント計画策定業務を受託する場合、既設施設・設備の設置状況や部品交換履歴、点検・調査履歴等の基礎情報を、将来的に担当者や受託者が変更となった場合でも継続的に活用できるよう、全国統一的な様式で整理・管理するため、AMDBを活用しています。 一方、ストックマネジメント全体計画の中核となるリスク評価、管理目標の設定、長期的な改築シナリオの検討等については、AMDBは基礎情報の整理・管理に用いるものであり、その検討自体はAMDBの使用の有無に関わらず実施可能です。このため、AMDBを活用しないことのみを理由として、ストックマネジメント全体計画（点検・調査計画を含む）の見直しが必要になるものとは考えておりません。
117	要求水準書(案)	23	5	第4章	4.6	4.6.2			本市が所有する台帳システムへの処理場・ポンプ場施設の改築工事に伴う施設・設備情報の更新は、本業務対象外で、別途市の方で更新されるという理解でよいか、ご教示願います。	本市が管理する設備台帳システムへの直接の入力・更新を受託者に求めるものではありません。受託者は、改築工事を含む各業務の実施結果について、本市が設備台帳システムで活用できるよう、本市が指定するデータ形式で提出するものとします。具体的な登録・更新方法は、本市と受託者で協議の上決定します。
118	要求水準書(案)	23	5	第4章	4.6	4.6.2			ストックマネジメント実施計画の見直し業務となっていますが、「リスク評価」および「長期的な改築事業のシナリオ設定」は業務に含まれるのでしょうか。なお、「長期的な改築事業のシナリオ設定」につきましては、「中長期的な改築事業量の再精査」に該当する認識で間違いないでしょうか。	「リスク評価」および「長期的な改築事業のシナリオ設定」は業務に含まれます。「長期的な改築事業のシナリオ設定」と「中長期的な改築事業量の再精査」については、同一のものではなく、実施方針書（案）別紙1の④と⑦の位置づけとなります。
119	要求水準書(案)	23	5	第4章	4.6	4.6.2			ストックマネジメント実施計画の「見直し業務」とありますが、業務期間中の4年目から5年目にかけてストックマネジメント4期計画の策定業務、9年目から10年目にかけてストックマネジメント5期計画の策定業務を行うと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、業務期間中の3年目から4年目にかけてストックマネジメント4期計画の策定業務、8年目から9年目にかけてストックマネジメント5期計画の策定業務を行うことに訂正します。
120	要求水準書(案)	23	8	第4章	4.6	4.6.2			下水処理場施設のストックマネジメント計画策定にあたり、「本市の確認を受けなければならない」とありますが、実施設計・改築工事の実施主体である日本下水道事業団様の確認・承諾は必要でしょうか。	現時点で日本下水道事業団の確認が必要とは考えておりません。
121	要求水準書(案)	23	13	第4章	4.6	4.6.2	(1)		管路施設における「健全度（緊急度）判定基準の再精査」につきまして、既調査判定基準から新たな健全度判定基準へ置き換えられるよう健全度判定基準を設定することを指しているのでしょうか。それとも、新たな健全度判定基準に本市独自の考え方を加えることを差しているのでしょうか。	既ストックマネジメント計画で用いている健全度（緊急度）判定基準について、本事業で蓄積した点検・調査結果、最新の基準等を踏まえ、その妥当性を再検証・再精査することを意図しています。必ずしも新たな基準に全面的に置き換えることを前提とするものではなく、必要に応じて本市の施設特性を反映した見直しを行います。
122	要求水準書(案)	23	30	第4章	4.6	4.6.2	(5)		「劣化要因や、劣化の集中している地域等を特定し、本市独自のリスク分析手法を構築し…」と記載がありますが、地域特定については、処理場施設ではなく管路施設を示すものと思われますが、独自のリスク分析手法の構築等については原則管路施設が対象という理解でよいか、ご教示願います。	「劣化の集中している地域」の記載は、主として面的な分布を有する管路施設を想定していますが、処理場等施設についても劣化要因等を踏まえ、リスク分析手法を構築し、優先順位の考え方や点検頻度の再精査を行ってください。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
123	要求水準書(案)	23	32	第4章	4.6	4.6.2	(6)		ここで示されている成果物はロードマップを示されていますか。それともガイドラインで示された「長期的な改築事業のシナリオ設定」を示されていますか？後述の場合は、ストックマネジメント実施計画ではなく全体計画での検討内容となるため、上述で記載したとおり、ストックマネジメント全体計画を業務に含めるようお願いします。	ガイドラインで示された「長期的な改築事業のシナリオ設定」を示しております。ストックマネジメント全体計画については、ご指摘を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
124	要求水準書(案)	23	32	第4章	4.6	4.6.2			検討項目の中にガイドラインで示された「施設管理の目標設定」が含まれておりませんが、業務対象外で宜しいか、ご教示願います。	「施設管理の目標設定」については、要求水準書（案）5.1.3及び6.1.3に示す管理目標値・性能目標値等に係る業務として、本事業の対象としています。
125	要求水準書(案)	23	36	第4章	4.6	4.6.2	(6)		中長期的な改築事業量の再精査において、将来の執行可能額は貴市よりご提示頂ける認識で良いか、ご教示願います。	将来の執行可能額については、本市の財政見通し等を踏まえた前提条件を示した上で、受託者が提示する改築事業量、優先順位、LCC等も踏まえ、本市と受託者で協議しながら検討することを想定しています。最終的な執行可能額は、本市の予算編成等を踏まえて決定します。
126	要求水準書(案)	24	4	第4章	4.6	4.6.2	(8)		ストックマネジメントの導入によるコスト縮減額等については、実施計画の策定だけでは記載できないため、上述で記載したとおり、ストックマネジメント全体計画を業務に含めるようお願いします。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
127	要求水準書(案)	24	7	第4章	4.6	4.6.2	(9)		具体的に作成するものが決まっていれば、その内容をご教示いただけますでしょうか。	現時点で、作成資料の様式や種類を一律に固定しているものではありません。住民、財政部局、議会、国土交通省等への説明に必要となる資料を、計画見直しの内容及び関係機関との協議状況に応じて作成することを想定しています。
128	要求水準書(案)	24	11	第4章	4.6	4.6.2			処理場等施設において、対象施設は現行基準の耐震・耐水性能を満足していますでしょうか。現行基準の耐震・耐水性能を満足していない施設がある場合、設備改築更新の実施方針(設備改築と耐震・耐水化工事を同時に実施等)について、ご教示願います。	熱海市下水道総合地震対策計画書をご参照ください。耐震化については、当計画や熱海市上下水道耐震化計画に基づいて実施していきます。なお、浄水等施設については、沿岸部に位置しており、耐水化はされていません。
129	要求水準書(案)	24	11	第4章	4.6	4.6.3			本対象の管路施設、処理場等施設の耐震化・耐水化事業状況(耐震診断実施状況、耐震性能の有無、耐震化・耐水化補強工事実施状況)及び耐震化・耐水化事業スケジュールについてご教示ください。	No.128を参照ください。
130	要求水準書(案)	24	19	第4章	4.6	4.6.3	(1)		標準的な上下水道耐震化計画では中長期の改築事業量は算出しませんが、本市における当該既計画は事業量が算出されている認識でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご認識のとおり、熱海市上下水道耐震化計画では、中長期的な改築事業量は算出していません。 要求水準書（案）4.6.3は、「上下水道一体耐震化計画」ではなく、「熱海市下水道総合地震対策計画」を対象とした見直し業務を記載する趣旨であり、計画名称等の記載に誤りがありました。該当箇所については、募集要項等の公表時に修正します。
131	要求水準書(案)	26	15	第5	1	4	③		「上流側で溢水が発生するおそれがある場合は、仮締切を撤去すること」とありますが、水替えが必要となる区間については、管路施設業務の日進量変更および水替え費用を別途見積りにて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	水替え等を含め、作業を安全かつ適切に実施するため通常必要となる措置は、原則として本業務の範囲内で事業者が計画・実施するものとします。現場条件により追加対応が必要となった場合は、契約条件に基づき本市と事業者で協議します。
132	要求水準書(案)	27	2	5	2	1			マンホール蓋の異常の有無とは、具体的にどのような異常を想定されていますでしょうか(項目やレベル感)	ガタツキやひび割れ等です。
133	要求水準書(案)	27	20	5	2	2			蓋タイプについて、最新のマンホール蓋変遷表に更新されていますでしょうか。更新がされていないようでしたら、お手伝いをいたします。	変遷表の更新は不明ですが、どのような蓋であるかは点検しております。
134	要求水準書(案)	31	1	第5	5.3				現状では、下水道事業のマンホールポンプの保守点検業務は処理場施設の維持管理業務に含まれております。現行契約に合わせた業務分類としていただきたい。	原案のとおりとします。本事業では、マンホールポンプを管路施設に含め、管路施設維持管理・更新契約の対象として整理しています。現行契約の業務分類をそのまま継承するものではありません。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
135	要求水準書(案)	31	1	第5章	5.3				現状では、下水道事業のマンホールポンプの保守点検業務は処理場施設の維持管理業務に含まれております。現行契約に合わせた業務分類としていただきたい。	No.134を参照ください。
136	要求水準書(案)	34	1	第5	5.4				初島漁業集落排水事業（管路）に係る維持管理業務において、作業環境は通常と考えて良いのか、船舶移動での制約があり特別な日進量設定が必要な作業環境かご教示ください。	作業環境は通常と考えます。渡航時間の制約がありますが、8時間／日労働の確保は可能です。
137	要求水準書(案)	34	1	第5章	5.4				本項目が下水道管路の維持管理業務に関する記述となっています。	ご指摘の箇所は、熱海市初島漁業集落排水事業の管路施設に係る維持管理業務を対象とするものです。「下水道管路施設」との記載は、熱海市下水道事業の管路施設に対象を限定する趣旨ではありません。対象施設を明確にするため、ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で記載を検討します。
138	要求水準書(案)	41	5	第5	5.6	1			詳細点検（調査）業務に関して、管路の点検は簡易直視式カメラ、洗浄一体型テレビカメラもしくは浮遊式・飛行式カメラにて行うこととする。とあるが、現状の一般的な技術レベルでは概略点検に該当します。詳細点検（調査）に関しては、直視側視カメラ、展開式カメラ等に修正を希望します。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
139	要求水準書(案)	41	7	第5	5.6	1			管路の調査は直視側視式カメラもしくは潜行目視にて行うこととする。とあるが、「管内No Entry」基本的考え方より、中大口径直視側視式カメラ等の調査を基本とする事を希望します。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
140	要求水準書(案)	42	5	第5章	5.6	5.6.2	（1）		「耐震化の必要がある路線については⑵耐震診断、・・・も合わせて実施するものとする。」とありますが、耐震診断をしていない段階で、耐震化の必要性は判断できないのではないでしょうか、ご教示願います。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で修正します。
141	要求水準書(案)	45							「別紙10　実施個所及び実施数量」について、「〇〇箇所」と、明確に数字が記載された箇所の違いは何になりますでしょうか。	別紙10の「〇〇」表示は、現時点で数量を確定しておらず募集要項等公表時に示す項目です。数値を記載している項目は、現時点で想定している実施数量です。
142	要求水準書(案)	48	4	第6章	6.1	6..1.1	①		熱海市が管理する設備台帳システムの名称等を教えてください。	メーカー　㈱NJS、システム名　SkyScraperFC システム概要は別紙のとおりです。
143	要求水準書(案)	48	4	第6章	6.1	6..1.1	①		貴市が管理する設備台帳システムの名称、メーカー名、機能概要をご教示ください。	No.142を参照ください。
144	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			初島浄水管理センターの修繕費は、熱海市浄水管理センターの予算と区別されるでしょうか。	熱海市浄水管理センターの修繕費と熱海市初島浄水管理センターの修繕費はサービス対価上も区分して提示するかについて募集要項等公表時に示します。
145	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			熱海市浄水管理センター等と熱海市初島浄水管理センターの修繕は、予算上区別されるでしょうか。	No.144を参照ください。
146	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			修繕業務とは、定期修繕と突発修繕ともに指しているでしょうか。	ご理解のとおりです。施設・設備の機能を正常に発揮・維持するために必要な修繕を対象としており、計画的に実施する修繕及び突発的に必要となる修繕の双方を含みます。
147	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			定期修繕と突発修繕は、予算上区別されるでしょうか。	定期修繕と突発修繕の予算をサービス対価上も区分して提示するかは、募集要項等公表時に示します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
148	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			修繕業務の対象範囲について、公告時点で予定されている定期修繕と、一定金額未満の突発修繕のみを本事業の対象としていただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
149	要求水準書(案)	48	10	第6章	6.1	6.1.2			定期修繕としては高額な修繕が想定されます。本事業に含む定期修繕業務を実務上機能させるためには、1件当たりの金額は200万円以下ではなく、別途設定していただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
150	要求水準書(案)	48	17	第6章	6.1	6.1.2			修繕費の上限金額の設定にあたっては、施設の機能確保に必要な予算を見込んでいただくようご検討いただきたい。	ご意見として承ります。具体的な金額は募集要項等公表時に示します。
151	要求水準書(案)	48	17	第6章	6.1	6.1.2			「本業務は、(募集要項等公表時に示す)を上限」とありますが、修繕・消耗品それぞれに対して年度当たり上限金額が設定されると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等公表時に示します。
152	要求水準書(案)	48	22	第6章	6.1	6.1.3	(1)	1)	放流水質等の基準について、目標値達成率が熱海市浄水管理センター にて設定されていますが、初島浄水管理センターにて設定されていない理由をご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
153	要求水準書(案)	48	37	第6章	6.1	6.1.3	(1)	1)	この第三者機関による測定は、特記仕様書別紙1-1放流水等化学的分析業務における計量証明事業所による分析を指しており、貴市別途発注分ではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書(案)	49	15	第6	6.1	6.1.3	(2)		初島浄水管理センターには、性能未達による委託料の減額は無しということでしょうか。	詳細は募集要項等公表時にモニタリング基本計画(案)を示します。
155	要求水準書(案)	49	15	第6章	6.1	6.1.3	(2)		熱海市初島浄水管理センターには、性能未達による委託料の減額等は無いということでしょうか。	No.154を参照ください。
156	要求水準書(案)	49	16	第6章	6.1	6.1.3	(1)	3)	契約電力について、「超過分は受託者の負担」と記載されています。500kW未満なので実量制(デマンド制)となり使用状況により随時変動しますが、大雨をはじめとする不可抗力により契約電力が478kWを超過した場合はこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	大雨等の不可抗力により契約電力を超過した場合は、この限りではありません。 詳細は募集要項等公表時に示します。
157	要求水準書(案)	49	22	第6章	6.1	6.1.3	(2)	1)	「ただし、別途定める免責規定等に該当する場合を除く。」とありますが、流入水量だけではなく、流入水質についても規定していただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
158	要求水準書(案)	49	22	第6章	6.1	6.1.3	(2)	1)	「ただし、別途定める免責規定等に該当する場合を除く。」とありますが、受入し尿の水質による影響も免責事項としていただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
159	要求水準書(案)	53	6	第6章	6.2	6.2.2	(2)	⑤	「受託者は、設備管理台帳を作成し、・・・」との記載がありますが、貴市と受託者がそれぞれ設備台帳を作成し管理するという理解でよろしいでしょうか。	本市が管理する設備台帳システムと、受託者が保守管理のため作成・更新する設備管理台帳は、別に管理することを想定しています。ただし、受託者は各業務の実施結果を本市の設備台帳システムで活用できるよう、本市が指定する形式で提出し、双方の設備情報が整合するよう管理するものとします。
160	要求水準書(案)	53	19	第6章	6.2	6.2.2	(4)		特記仕様書第3編「第185条」は「第183条」の誤記と思われます。	ご指摘のとおりです。要求水準書(案)6.2.2(4)の「特記仕様書第3編第185条」は「第183条」の誤記であるため、募集要項等の作成過程で修正します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
161	要求水準書(案)	53	25	第6章	6.2	6.2.3	(1)	①	ユーティリティ調達業務の対象に「マンホールポンプ」が含まれていますが、本項が含まれる第6章は「処理場等施設」に関する規定であるため、「浄水管理センター等」のみが調達対象施設であるとの理解で宜しいでしょうか（＝マンホールポンプのユーティリティ調達は対象外と考えて宜しいでしょうか）。	マンホールポンプもユーティリティ調達の対象です。 記載は、募集要項等の作成過程で修正します。
162	要求水準書(案)	55	21	第6章	6.2	6.2.5	(2)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法において、受託者が産廃運搬処分業務を産廃処理業者へ委託することが認められるかどうか、静岡県様へ確認されていますでしょうか。	処理場等包括民間委託導入ガイドラインにより、下水汚泥の処分を対象業務として見込むことは可能と認識しております。
163	要求水準書(案)	55	21	第6章	6.2	6.2.5	(2)		現在の下水汚泥搬出先である「熱海市エコ・プラント姫の沢」の延命化期間が本事業期間後半にあたり、新施設の建設が計画されています。下水汚泥の受入有無は貴市にて検討されている新施設の処理フロー・設備にも関わるため、搬出先確保も貴市所掌としていただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
164	要求水準書(案)	55	21	第6章	6.2	6.2.5	(2)		汚泥運搬・処分単価が変動した場合の費用負担は、貴市所掌としていただきたい。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
165	要求水準書(案)	57	27	第6章	6.3	6.3.3	(1)	①	ユーティリティ調達業務の対象に「1号マンホールポンプ、2号マンホールポンプ」が含まれていますが、本項が含まれる第6章は「処理場等施設」に関する規定であるため、「初島浄水管理センター」のみが調達対象施設であるとの理解で宜しいでしょうか（＝マンホールポンプのユーティリティ調達は対象外と考えて宜しいでしょうか）。	No.161を参照ください。
166	要求水準書(案)	58	18	第6	6.3	6.3.4	(1)		「熱海市浄水管理センター等」と記載されていますが、「熱海市初島浄水管理センター」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書（案）6.3.4（1）の「熱海市浄水管理センター等」は「熱海市初島浄水管理センター」の誤記であるため、募集要項等の作成過程で修正します。
167	要求水準書(案)	58	18	第6章	6.3	6.3.4	(1)		「熱海市浄水管理センター等」とありますが、「熱海市初島浄水管理センター」の誤記でしょうか。	No.166を参照ください。
168	要求水準書(案)	59	21	第6	6.3	6.3.5	(2)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律と浄化槽法において、受託者が収集運搬処分業務を産廃業者へ委託することが認められるか、静岡県へ確認されているでしょうか。	No.162を参照ください。
169	要求水準書(案)	59	21	第6章	6.3	6.3.5	(2)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法において、受託者が産廃運搬処分業務を産廃処理業者へ委託することが認められるかどうか、静岡県様へ確認されていますでしょうか。	No.162を参照ください。
170	要求水準書(案)	59	21	第6	6.3	6.3.5	(2)		現行の運用では、運搬用の台船は熱海市手配の便に相乗りしていますが、今後も相乗りが継続できるのか、弊社側の手配になるのかをご相談させてください。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
171	要求水準書(案)	59	21	第6章	6.3	6.3.5	(2)		現行の運用では、運搬用の台船は貴市にて手配し他との相乗りをして効率的に運用されているため、汚泥運搬業務は本事業には含めずに貴市所掌としていただく方が合理的と考えます。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
172	要求水準書(案) 別紙	1・2		別紙1					ストックマネジメント修繕・改築計画における「診断業務」は、統括管理業務（共通）における計画関連業務の範囲（1頁）でしょうか。それとも、下水道（管路）改築における詳細点検（調査）業務の範囲（2頁）でしょうか。	他の質問回答も踏まえ、ストックマネジメント実施計画の見直し業務については、募集要項等の作成過程で再整理します。
173	要求水準書(案) 別紙	1	2	別紙4	(1)				「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」ではないでしょうか。	記載のない関係法令等についても適宜遵守し、常に最新版を確認してください。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
174	要求水準書(案) 別紙	1	2	別紙5					「仕様発注（1～5年目を想定）における管理項目例を下表に示す。」とありますが、表の管理項目はアウトカム指標となっています。要求水準書(案)5.1.3(1)にある通り、1～5年目の管理目標値は「計画的な点検・清掃の実施率、通報に対する応答時間、修繕対応の完了率など、業務プロセスおよび結果の確実性を重視したもの」となるでしょうか。	管理目標値については、業務開始時に受託者と本市の間で協議し、設定するものとします。
175	要求水準書(案) 別紙	1		別紙5					管理項目について、仕様発注（1-5年目を想定）内容は、緊急初動対応時間や計画的調査進捗率等の不確定要素が少ない行動すれば可能な項目としていただきたい。 また管理目標値（例）の管理項目それぞれの過年度実績をご教示ください。	管理目標値については、業務開始時に受託者と本市の間で協議し、設定するものとします。 提示可能な過年度実績は、募集要項等公表時に示します。
176	要求水準書(案) 別紙	4	1	別紙7					別紙7 業務概要に「2.施設概要」、「3.主要設備一覧表」の記載がありますが、対象施設・対象工種の一覧を示して頂けないでしょうか。（土木、建築の施設は含まれるのでしょうか）	土木、建築施設も含める想定です。対象施設については、今後の公募資料で明示します。
177	要求水準書(案) 別紙	4	1	別紙7					別紙7 業務概要に「3.主要設備一覧表」が示されておりますが、具体的な対象工種と設備点数をご教示願います。また、これらの設備には今後新設を予定されているMPは含まれていますでしょうか。	具体的な対象工種と設備点数については、No.176を参照ください。 マンホールポンプについては、現段階で具体的な増設予定はありません。募集要項等の作成過程で修正します。
178	要求水準書(案) 別紙	4	7	別紙7	2	(1)			熱海市浄水管理センターの現有処理能力が日最大45,000m3/日とありますが、現在の施設稼働状況では受け入れできない水量です。想定流量は施設状況に応じた値としていただき、想定流量を超える汚水が流入した場合には性能未達成時であっても受託者へ責任を求めないこととしてください。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成段階で検討します。
179	要求水準書(案) 別紙	53	6	別紙10	1	(6)	①		別紙10　マンホールポンプ場はR8現時点で寺山ポンプ場1箇所の認識ですが、調査箇所数は30箇所、改築箇所数は24箇所となっておりますが、数量は正しいでしょうか。	記載の誤りのため、修正します。
180	要求水準書(案) 別紙	53	1	別紙10	1	(6)			マンホールポンプの想定数量の根拠をご教示ください。	記載の誤りのため、修正します。
181	要求水準書(案) 別紙	56	2	別紙11	1	(3)	①		要求水準書(案)6.2.3(1)②において「通信費」が記載されていますが、この内訳となる別紙11では初島浄水管理センターのみ記載されています。実際には、熱海市浄水管理センター等の通信費についても必要と考えますので、追記していただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
182	特記仕様書（案）	5	27	第1編	第2章	第16条	(1)		作業前後の写真撮影については、管きょ内部は1回／3スパン程度、マンホール内部は全箇所を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。また、管きょ内の撮影位置については、上流側または下流側のいずれか一方の撮影でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	特記仕様書（案）	5	32	第1編	第2章	第16条	(3)		整理データが多くなるため、状況撮影は1回/1日程度を希望します。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
184	特記仕様書（案）	7	26	第1編	第3章	第24条	(3)		「受枠変更機能付きボルトナット」の記載方法について、「JSWAS　G-4（令和5年5月1日改正）34頁[参考資料2]参照」にされてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等の作成過程で検討します。
185	特記仕様書（案）	8		第2編	第6章	第142条			「必要に応じてポンプや弁類を分解し、内部の摩耗・腐食・キャビテーション等の損傷度合を計測する。」と記載がありますが、分解の必要性は誰がどのように判断するか、ご教示願います。また、分解調査にかかる費用は別途精算となるのか、ご教示願います。	分解・精密調査の必要性は、事前調査・現地調査等の結果、設備の状態及び必要な確認項目を踏まえ、受託者が調査計画において検討し、本市と協議の上決定することを想定しています。分解・精密調査に通常必要となる費用は、原則として本業務の範囲内とし、要求水準書等で通常想定し難い追加調査が必要となった場合の取扱いは、契約条件に基づき協議するものとします。
186	特記仕様書（案）	9	2	第2編	第7章	第145条			マンホールポンプ新設設計業務において、地質調査は含まれるか、ご教示願います。	業務期間中にマンホールポンプ設計業務の予定はありません。募集要項等の作成過程で修正します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
187	特記仕様書（案）	9	24	第1編	第3章	第32条	(2)		「工事関係図」とありますが、「工事完成図」の誤記でしょうか。	「工事関係図」は、完成した修繕内容、施工位置等を確認できる図面一式です。
188	特記仕様書（案）	13		第2編	第9章	第164条			マンホールポンプの改築設計に「増設実施計画の検討」が含まれていますが、原則マンホールポンプは2台で1構成かと思います。寺山マンホールポンプ場もこの構成であり、既設に増設用の空きスペースはない認識でおりますが、この増設検討は何を示されていますでしょうか。	No.177を参照ください。
189	特記仕様書（案）	24	5	第1編	第7章	第58条	(5)		「発注者の承諾を得た場合、10スパンに1回は試験を行うものとする」とありますが、この試験頻度の適用単位は契約期間全体でしょうか、それとも施工年度ごとでしょうか。ご教示ください。	各工事又は施工計画上の施工単位ごとに、工法、管径、施工時期その他の施工条件を踏まえて適用するものとし、具体的な試験頻度は施工計画書に定め、本市の承諾を得るものとします。
190	特記仕様書（案）	24	11	第1編	第7章	第58条	(7)		「採取した試験片には、検印するものとする」とありますが、この検印を行う者は現場代理人との理解でよろしいでしょうか。また、その他に検印可能な者がいる場合もご教示ください。	現場代理人及び主任技術者とします。
191	特記仕様書（案）	26	5	第1編	第8章	第63条	(2)		「新設マンホール蓋は～製品とする。」から、「新設マンホール蓋は～製品と証明する、試験成績書または建設技術審査証明書の添付する。」と記載し、品質を明確に指示されてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
192	特記仕様書（案）	26	6	第1編	第8章	第63条	(3)		マンホール蓋・受枠の規格を「ノンスリップ次世代型」から、「次世代型（2024年度版技術マニュアル準拠品）」と記載されてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
193	特記仕様書（案）	30	29	第1編	第10章	第81条	(6)		「施工前後の内寸を3箇所（上部・中間・下部）の測定位置で計測すること」とありますが、人孔深が浅く、3箇所での測定が困難な場合は、測定箇所数について別途協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
194	特記仕様書（案）	5	3	第2編	第3章	第132条			「第1編」は「第2編」の誤記と思われます。	ご指摘のとおりです。特記仕様書（案）第2編第132条の「第1編」は「第2編」の誤記であるため、募集要項等の作成過程で修正します。
195	特記仕様書（案）	13・14		第2編	第9章	第163条/172条			現地調査の中に必要に応じて測量調査や埋設物調査も実施を行うと記載がありますが、同172条には測量業務として現地測量が位置付けられております。必要に応じて実施なのか必ず実施しなければならないのかどちらでしょうか。	現地測量は、特記仕様書（案）第172条に基づき実施するものとします。一方、埋設物調査その他の現地調査は、第163条に基づき、設計上必要な範囲で実施するものとします。両条の関係が明確となるよう、募集要項等の作成過程で記載を整理します。
196	特記仕様書（案）	9・10		第2編	第7章	第145条/154条			現地調査の中に必要に応じて測量調査や埋設物調査も実施を行うと記載がありますが、同154条には測量業務として現地測量が位置付けられております。必要に応じて実施なのか必ず実施しなければならないのかどちらでしょうか、ご教示願います。	No.195を参照ください。
197	特記仕様書(案)別紙2-2	5	3	3	(3)				定期清掃について、「委託期間中6回のワックス清掃と2回の剥離後ワックス清掃を行う」と記載されていますが、10年間における回数で間違いないでしょうか。また、この記述では、期間中に都合8回のワックス清掃を行うこととなりますが、年度ごとの等間隔ではないのでしょうか。	記載の誤りのため、修正します。 ワックス清掃は1回/年、うち、3年に1回はワックス剥離作業を含むものとします。
198	—	—	—	—	—	—	—	—	適正な事業費が見込まれていないと本事業に参画できないため、見積提出させていただきたい。	必要に応じて民間事業者からの見積等も参考に検討します。見積等の提出を求める場合は、別途示します。
199									業務についての事業費が受託者の設定予算と乖離があると本事業に参画できないため、見積提出をさせてください。	必要に応じて民間事業者からの見積等も参考に検討します。見積等の提出を求める場合は、別途示します。

No.	資料名	頁	行	項　目					質問・意見	回答
200									適正な事業費が見込まれていないと本事業に参画できないため、管路の維持管理業務、改築修繕等について見積提出をさせていただきたい。	必要に応じて民間事業者からの見積等も参考に検討します。見積等の提出を求める場合は、別途示します。